

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の 一部を改正する条例（案）について（景品表示法）

平成 28 年 6 月 28 日
総務部市町村課

不当景品類及び不当表示防止法の一部改正に伴い、住基条例で規定している利用事務の改正を行います。

なお、本条例案については、平成 28 年 9 月議会に上程することを予定しています。

1. 改正理由

不当景品類及び不当表示防止法の一部改正により、住基条例に規定してあった「同法第 4 条第 2 項の資料の提供要求」が「同法第 7 条第 2 項」に、「同法第 6 条の命令」が「同法第 7 条第 1 項」に、「同法第 9 条 1 項の報告徴収等」が「同法第 29 条第 1 項」に改正されたことにより、所要の改正を行います。

なお、今回の改正による事務の内容に、変更はありません。

2. 改正内容

条例別表第一に規定されている以下の事務に所要の改正を行う。

○別表第 1 第 3 1 号

—不当景品類及び不当表示防止法に係る事務—

改正前

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）による[同法第四条第二項](#)の資料の提出要求、[同法第六条](#)の命令又は[同法第九条第一項](#)の報告徴収、物件の提出命令若しくは立入検査に関する事務のうち規則で定めるもの

改正後

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）による[同法第七条第一項](#)の命令、[同法第七条第二項](#)の資料の提出要求又は[同法第二十九条第一項](#)の報告徴収、物件の提出命令若しくは立入検査に関する事務のうち規則で定めるもの

3. 施行期日 公布日

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律 概要

～不当な表示を防止するために課徴金制度を導入～

不当表示規制の抑止力を高める必要

・「食品表示等の適正化について」（平成25年12月9日食品表示等問題関係府省庁等会議）

→同日、内閣総理大臣から内閣府消費者委員会に対し課徴金制度等の在り方について諮問

→平成26年6月10日答申

・新たなメニュー表示偽装の発覚

○ 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）本則第4条（※本条は平成26年7月2日施行）

（政府の措置）

第四条 第一条の規定により講じられる措置のほか、政府は、この法律の施行後一年以内に、課徴金に係る制度の整備について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

○ 衆参消費者問題に関する特別委員会附帯決議

「課徴金制度の導入に当たっては、透明性・公平性の確保のための主観的要素の在り方など賦課要件の明確化及び加算・減算・減免措置等について検討し、事業者の経済活動を委縮させることがないように配慮するとともに、消費者の被害回復という観点も含め検討し、速やかに法案を提出すること。」

これまでの検討の経緯

・不当表示に対する課徴金制度の導入を含む景品表示法改正法案提出（平成20年3月）
→審議されないまま廃案

・景品表示法の消費者庁移管
→被害者救済制度の総合的な検討を実施する際にあわせて検討

・消費者の財産被害に係る行政手法研究会等において検討

目的

不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置を講ずる。

課徴金納付命令（第8条）

- ・対象行為：優良誤認表示、有利誤認表示を対象とする。
不実証広告規制に係る表示行為について、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を不当表示と推定して課徴金を賦課する。
- ・賦課金額の算定：対象商品・役務の売上額に3%を乗じる。
- ・対象期間：3年間を上限とする。
- ・主観的要素：違反事業者が相当の注意を怠った者でないと認められるときは、課徴金を賦課しない。
- ・規模基準：課徴金額が150万円未満となる場合は、課徴金を賦課しない。

課徴金額の減額（第9条）

- ・違反行為を自主申告した事業者に対し、課徴金額の2分の1を減額する。

除斥期間（第12条第7項）

- ・違反行為をやめた日から5年を経過したときは、課徴金を賦課しない。

賦課手続（第13条）

- ・違反事業者に対する手続保障として、弁明の機会を付与する。

被害回復（第10条・第11条）

事業者が所定の手続に沿って自主返金を行った場合（返金措置を実施した場合）は、課徴金を命じない又は減額する。

1: 実施予定返金措置計画の作成・認定

自主返金により課徴金の減額を受けようとする事業者は、実施予定返金措置計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受ける。

2: 返金措置(返金)の実施

事業者は、実施予定返金措置計画に沿って適正に返金を実施する。

3: 報告期限までに報告

返金合計額が課徴金額未満の場合

課徴金の減額

返金合計額が課徴金額以上の場合

課徴金の納付を命じない

施行期日（附則第1条）

- ・公布日から1年6月以内に施行

本人確認情報の利用に係る事務フロー

現行	改正後（予定）
<p data-bbox="172 349 707 450">一般からの情報提供・職権による探知等 (違反行為の確認)</p> <p data-bbox="475 477 491 510">↓</p> <p data-bbox="172 539 746 640">合理的根拠資料の提出要求（第4条第2項） 報告徴収・立入検査等（第9条第1項）</p> <p data-bbox="475 667 491 701">↓</p> <p data-bbox="172 730 627 763">事業者に対する措置命令（第6条）</p>	<p data-bbox="833 349 1367 450">一般からの情報提供・職権による探知等 (違反行為の確認)</p> <p data-bbox="1136 477 1152 510">↓</p> <p data-bbox="833 539 1415 640">合理的根拠資料の提出要求（<u>第7条第2項</u>） 報告徴収・立入検査等（<u>第29条第1項</u>）</p> <p data-bbox="1136 667 1152 701">↓</p> <p data-bbox="833 730 1383 763">事業者に対する措置命令（<u>第7条第1項</u>）</p>